**第１回　児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会**

**令和４年大市教委第1178号に関する部会会議　議事要旨**

**１　日　時**

令和４年７月21日（木曜日）　15時から17時05分まで

**２　場　所**

大阪市役所　屋上階Ｐ１会議室

**３　出席者**

＜委員＞

清水周部会長、澤村律子部会長代理、早川僚太委員

＜専門委員＞

川島裕美専門委員、葉山貴美子専門委員（専門委員五十音順）

＜大阪市教育委員会＞

川本総務部長、橋本連絡調整担当課長、松本総務課長代理

**４　議　題**

(1)　運営要綱の策定について

(2)　調査審議計画及び調査手法の検討について

(3)　その他

**５　議　事**

橋本：只今から、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会令和４年大市教委第1178号に関する部会第１回会議を開催いたします。本日、部会長に進行をお渡しするまでの間、司会進行をさせていただきます、教育委員会事務局総務部連絡調整担当課長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。この第三者委員会は、本市の執行機関の附属機関に関する条例に基づきまして、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案につきまして市長もしくは教育委員会からの諮問に基づき、事実関係の調査や、その結果に基づく是正及び再発防止のための意見具申を行っていただくことを目的に設置しているものでございます。本部会につきましては、令和４年７月１日付けで教育委員会から第三者委員会へ諮問させていただいた事案の調査審議を行うために、同日付けで第三者委員会の委員長により設置されたものでございます。本日は本部会の第１回の部会となりますが、まず部会委員の皆様と、本事案の調査審議に加わっていただく委員及び専門委員の方をご紹介させていただいた後、本委員会の運営要綱の策定についてご議論いただきたいと思っております。その後、本事案の調査審議計画や調査手法等についてご議論いただく予定としております。なお、事案の調査審議を行うにあたりましては、当事者の個人情報等を取り扱うことになりますが、審議会等の設置及び運営に関する指針に基づきまして、本部会につきましても個人情報等の非公開情報を取扱う場合については会議を非公開とさせていただく必要がございます。そのため本日の会議におきましても、委員の皆様の判断に基づき、ある時点から非公開とせざるを得ないと考えております。従いまして傍聴にお越しの皆様におかれましては、途中でご退室いただくことを予めご了承いただくようにお願いいたします。それでは部会長はじめ、委員及び専門委員の皆様のお名前をご紹介させていただきます。恐れ入りますが、ウェブでご参加の先生方につきましては、お名前をご紹介しました折にそのまま挙手をお願いいたしたいと思います。まず部会長、清水周部会長です。

清水：よろしくお願いします。

橋本：続いて、澤村律子委員です。

澤村：よろしくお願いします。

橋本：続きまして、早川僚太委員です。

早川：よろしくお願いいたします。

橋本：続きまして、川島裕美専門委員です。

川島：よろしくお願いいたします。

橋本：続きまして、葉山貴美子専門委員です。

葉山：よろしくお願いいたします。

橋本：なお、本部会の部会長につきましては、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第６条第３項の規定に基づき、令和４年７月１日付けで第三者委員会の藤木邦顕委員長により清水周委員が部会長ということで指名をされておりますので、この場でご報告を申し上げます。また、部会長代理につきましても、予め清水部会長により澤村委員が指名されておりますことを併せてご報告申し上げます。部会長、部会長代理、どうぞよろしくお願いいたします。では続きまして、会議の開催にあたりまして総務部長の川本よりご挨拶を申し上げます。

川本：皆さんこんにちは。お忙しい所本部会の第１回会議にご出席いただきましてありがとうございます。教育委員会事務局で第三者委員会の担当をしております総務部の責任者であります川本でございます。どうかよろしくお願いいたします。もうお知りおきのこととは存じますけれども、平成27年８月に策定いたしました大阪市いじめ対策基本方針を令和３年４月に改正し、いじめの重大事態について、第三者委員会による初動調査を行うことといたしました。今回の事案につきましても、既に初動調査は実施いただいたところでございますけれども、被害児童、その保護者の方より詳細調査の希望がございましたことから、本部会を設置いただくことになったものでございます。皆様方の専門的な見地からのご意見を賜りまして、調査審議いただきます事案への適切な対応はもちろんでございますが、今後の学校、それから教育委員会の対応についても改善に努めてまいりたいと考えております。これから何回かのご審議をお願いすることになると思いますけれども、どうかよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

橋本：ありがとうございました。それでは議事に移ってまいります。本部会の議事進行につきましては、第三者委員会規則第６条第４項により、部会長が行うとされております。それでは恐れ入りますが、議事の進行の前に清水部会長から一言お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

清水：弁護士の清水です。本件はですね、初動調査により、まあ一定調査をしていますけれども、今回申し出を受けまして、申し立てをされてる児童、保護者の申し出を受けて今回調査、詳細調査に至ったというところになっています。今回ですね、調査これから事実関係とかですね、その評価とか、そういったところ、我々専門的な見地から調査をしていくということになりますが、今回調査に参加していただいた委員の先生方、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

橋本：ありがとうございました。それではここからの議事進行は清水部会長にお願いしたいと思います。

清水：それでは審議に入りたいと思います。まずは議題１、運営要綱の策定についてということですが、これまでに設置された部会の運営要綱を参考に、事務局において案を作成しているようですので、ご説明お願いいたします。

松本：総務課長代理の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本部会の運営要綱案をご説明いたします。座ってご説明をさせていただきます。失礼いたします。それではお手元にございます資料の資料５をご覧ください。これまでに設置された部会の運営要綱と基本的に同じ内容で作成しております。まず第１条におきまして、本要綱の趣旨を定めております。次に第２条におきまして、大阪市教育委員会からの諮問に基づき実施する調査審議の範囲を定めております。第３条におきまして、ウェブ会議の方法による会議の開催について定めております。第４条では、会議の招集に関する手続きにつきまして定めております。第５条では、会議の原則公開を定めるとともに、非公開とする場合及びその場合に必要な手続きについて定めております。第６条では議事の進行について、第７条で関係者の出席、第８条で調査の実施、第９条で議事録の作成について定めております。第10条において、部会は調査審議を終えた場合、その結果を報告書として取りまとめ、教育委員会と市長に提出するものとしております。第11条では、委員の守秘義務を規定しております。第12条では、委員が大阪市や調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合の報告義務について規定しております。第13条では、本要綱に定めること以外に、部会の運営に関し必要な事項が生じた場合について定めております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

清水：ありがとうございました。委員の皆様からですね、この運営要綱案についてご質問あればお願いいたします。特に異議がなければですね、事務局から示されております運営要綱案を採択し、本部会の運営要綱といたします。今、採択した運営要綱の中に部会の公開についての規定がありましたが、全部会共通の傍聴要領につきましても事務局から簡単にご説明願えますでしょうか。

松本：では、私の方から本委員会の傍聴要領についてご説明いたします。資料６をご覧ください。先ほど策定いただきました運営要綱第５条におきまして、本部会は個人情報を取扱う場合を除き原則公開することとしております。資料６の傍聴要領は、一定のルールのもとで市民の皆様に傍聴していただこうというもので、第１項において傍聴にあたっての手続き、第２項において傍聴者の遵守事項、第３項において会議の秩序維持といった一般的なものを規定しております。簡単ではございますが、傍聴要領の説明は以上でございます。よろしくお願いします。

清水：ありがとうございました。それでは、議題２の方に移りたいと思います。議題２、調査審議計画及び調査手法の検討についてに進み、調査対象事案の審議に入ってまいりたいと思います。まずは今後の調査審議計画について議論していきたいと考えますけれども、本件事案の内容を踏まえて検討することになりますので、資料７、審議会等の設置及び運営に関する指針の２ページ、第７の１、(1)のアに該当するものと考えます。よって、只今より本部会の会議を非公開の扱いにさせていただきたいと考えますけれども、ご異議などございましたら挙手をお願いします。ご異議がないということですので、以降の審議について非公開といたします。傍聴及び報道関係の皆様、ご退室お願いいたします。

・初動調査結果の報告を行った。

・調査審議計画及び調査手法について検討を行った。

・今後のスケジュールについて検討を行った。